

第50号議案

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市営特定目的住宅条例（昭和43年亀岡市条例第11号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月20日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例

亀岡市営特定目的住宅条例（昭和43年亀岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表亀岡市曾我部町穴太の項中「8」を「7」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 曾我部町穴太に設置している特定目的住宅1戸について、除却に伴い用途廃止すること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。